

47. 101. 07

「地域の名称」との関係における 指定商品（指定役務）の記載について

地域団体商標は、その構成上、需要者をして、「その地において生産される商品」であるとか「その場所において提供される役務」等の認識を生じさせやすいことから、その指定商品（指定役務）は地域的な限定が必要と考えられる（商標法第4条第1項第16号）。この地域団体商標の指定商品（指定役務）の地域的な限定は、地域団体商標登録出願に係る商標を使用していた商品（役務）と密接な関連性を有する地域の名称により判断される。

原則的には、商標中の地域の名称との関係で、地域的な限定を付すことになるが、必ずしも地域団体商標中の地域の名称と同一の文字からなる限定を付す必要はない（例えば、旧国名の場合等）。また、商標の構成によっては、適切な地域的な限定が一つとは限らない。

地域的な限定については、審査対象となる地域団体商標の商標法第7条の2第1項の要件を満たしている地域の名称との関係で適切と考えられる範囲内で、商品の品質（役務の質）の誤認を生じさせない程度に限定するものとする（商標法第4条第1項第16号を適用）。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）」の審査基準](#)
- [「第7条の2（地域団体商標）」の審査基準](#)